

久留米広域

●久留米市 ●田主丸町
●北野町 ●城島町 ●三潴町

合併協議会だより

平成16年4月10日発行

Vol.16

発行・編集 / 久留米広域合併協議会 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 TEL0942-30-9233 FAX0942-30-9703



1市4町の市長・町長が 合併協定書に調印

久留米市、田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の1市4町による合併協定調印式が3月20日、久留米市の久留米ビジネスプラザでありました。

同式には、久留米広域合併協議会の委員、各市・町の議会議員など約180人が出席し、厳粛に行われました。

(写真下) 合併協定調印後、固い握手を交わす市長、町長の皆さん

新市誕生が事実上確定

1市4町の各議会で合併関連議案を可決

久留米市、北野町、城島町及び三瀬町の各市町議会で3月25日、また田主丸町議会で27日、合併関連4議案がいずれも賛成多数で可決されました。これにより、来年2月5日の合併が事実上確定しました。

これまでの経緯

平成15年1月10日、住民福祉の向上、行政の効率化、多様化する住民ニーズに対応するため、久留米市、田主丸町、北野町、城島町及び三瀬町で「久留米広域合併協議会」を設置し、広域合併の実現に向け取組んできました。

これまでに17回に及び合併協議会を開催し、合併協定項目45項目を協議、すべての項目が承認されました。

1市4町では、合併協定項目が承認されたことを受け、住民説明会を開催し、新市の目指す都市像や合併後の行政サービスの内容などをスライドやパンフレットを使用して説明を行いました。

1市4町の首長が合併協定書に調印

住民説明会を終えた1市4町は3月20日、「久留米市・田主丸町・北野町・城島町・三瀬町合併協定調印式」を久留米市内で行いました。

調印式では、まず1市4町の市・町長が45の協定項目を掲載した協定書に調印、その後、立会人として各市町の議会の議長が協議会委員を代表して署名しま



協議会委員、各市・町議会を代表して立会人署名後、握手する議長の皆さん

4月中旬、県へ廃置分合の申請を提出予定

調印後、1市4町の市・町長、各議会議長の固い握手が交わされると、場内から一斉に拍手が沸きあがりました。

3月20日の合併協定調印式を受け、1市4町の各議会で、3月25日に久留米市、北野町、城島町、三瀬町の各議会で、また27日には田主丸町議会で、「1市4町の廃置分合について」など合併関連4議案が提案され、いずれも可決されました。

今後、4月中旬に1市4町は、廃置分合の申請を県知事へ行う予定です。

トピックス

個人市町村民税の均等割について

平成16年度税制改正の関連法「所得税等の一部を改正する法律」が平成16年3月26日に国会で可決・成立したことに伴い、平成16年度より、個人市町村民税の均等割が、合併に関係なくすべての市町村について一律3,000円（年額）に統一されました。

平成15年度まで	人口50万人以上	3,000円
	人口5万人以上 50万人未満の市 (久留米市)	2,500円
	その他の市町村 (4町)	2,000円
平成16年度から	法改正に伴い、人口規模に関係なく	3,000円に統一

合併による事業所税課税の対応について

3月7日に開催された1市4町の首長会議の中で、人口30万人以上の都市で事業を営む一定規模以上（延床面積1,000平方メートル、従業員数100人まで）は非課税の企業や個人に課税される事業所税については、下記のとおり対応することが確認されました。なお、合併に伴い30万人以上の都市になる場合は「市町村の合併の特例に関する法律」により、課税が5年猶予されます。また、農業生産施設など非課税の施設もあります。

事業所税は、人口が30万人を超える都市が、人口・企業の集中により必要となる道路、公園、下水道等の都市基盤の整備を行うための財源に充てるため、都市に存在する一定の規模を超える事業所に対して、地方税法により課税される目的税である。

しかし、現在の低迷する経済環境の中においては、事業者への影響も大きく、また、課税要件である人口が30万人を超えることについては、人口の集中や企業の集中によるものではなく、合併による市域の拡大に伴って課税されることから、各市町議会並びに、商工会議所及び商工会の協力を得ながら、次のような取組みを検討していくものとする。

I. 基本的な取組みについて

事業所税については、各市町の商工会議所・商工会と連携を図りながら、関係の方々には十分な説明を行い、理解を求めていく。

II. 政策的な取組みについて

1. 国への積極的な要望活動

課税団体への指定猶予期間の延長等について、国に要望を行う。なお、この要望活動については、今回の合併で人口が30万人を超えることになる団体と連携を図り進めて行く。

2. 企業負担の緩和措置

新市での条例化による減免等の措置について研究を行う。産業政策として政策的支援策等産業政策の面から、企業負担の軽減に向け政策的支援等についての研究を行う。

※事業所税についての問い合わせは、各市町の税担当課へお願いします